

茨城県保険者協議会設置運営規程

(目 的)

第1条 茨城県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組みの推進等を図るとともに、茨城県医療費適正化計画の制定又は変更、茨城県医療計画の策定又は変更にあたっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査分析の結果等に基づく意見提出
- (6) 医療費適正化計画の作成及び同計画に基づく施策の実施に関する茨城県からの協力要請に基づく保険者との調整
- (7) 保険者間における保健事業の情報交換、意見調整及び共同実施
- (8) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 協議会は、次の各号の委員をもって構成する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 健康保険組合連合会茨城連合会を代表する者 | 2名 |
| (2) 全国健康保険協会茨城支部を代表する者 | 2名 |
| (3) 共済組合を代表する者 | 1名 |
| (4) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者 | 4名 |
| (5) 国民健康保険組合を代表する者 | 1名 |
| (6) 茨城県後期高齢者医療広域連合を代表する者 | 1名 |
| (7) 茨城県国民健康保険団体連合会を代表する者 | 1名 |
| (8) 茨城県担当部署 | 2名 |

(9) 茨城県医師会、茨城県歯科医師会、茨城県薬剤師会、茨城県看護協会

及び茨城県栄養士会を代表する者

各1名

- 2 協議会は、第2条第4号及び第5号に掲げる事項に関する議事を行う場合を除き、必要に応じて学識経験者並びに企業及び大学等の関係者の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

- 2 役員は委員の互選により選任する。

- 3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代行する。

- 3 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(専門部会の運営)

第7条 協議会は、第2条第4号及び第5号に掲げる事項について協議を行うため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会に属すべき委員は、第3条第1項第1号から第8号までに掲げる者をもって構成する。

- 3 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の議長となる。

- 5 専門部会長に事故あるときは、専門部会に属する委員のうちから当該専門部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 専門部会の議決をもって当該協議会の議決とする。

(議事)

第8条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の過半数が出席しな

れば、協議会を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、専門部会の議事に準用する。

(作業部会の設置)

第9条 協議会には、第2条第4号及び第5号に掲げる事項を除く事業の具体的実施の検討を行うため、作業部会を設置する。

(費用の負担)

第10条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。ただし、第3条第1項第9号に掲げる構成団体には費用の負担は求めない。

(事務局)

第11条 協議会の事務は、茨城県保健政策課国民健康保険室及び茨城県国民健康保険団体連合会が処理するものとする。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成21年7月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

1 この規程は、平成27年8月17日から施行する。

2 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則 (一部改正)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則（一部改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。